

今年度より申請受付期間と支給日が早くなりました

令和5年度中学校新1年生・義務教育学校の新7年生の保護者の皆様へ

就学援助制度における新入学用品費の 早期支給申請のご案内

羽曳野市では、経済的理由によりお子さまを小・中・義務教育学校に就学させることが困難な方に、必要な費用の一部を援助する「就学援助制度」を行っています。

保護者の方の負担を早期に軽減するために、希望者に対し新入学用品費の早期支給の申請受付を12月に行います。ご希望の方は下記の内容をご確認の上、必要書類を添えて申請してください。

1 申請場所・支給額・支給日など

- ◆申請受付期間 … 令和4年12月1日(木)～12月28日(水)まで【土・日・祝日除く】
- ◆申請場所 … 羽曳野市教育委員会事務局 学校教育課窓口（申請用紙は窓口にて配布）
- ◆結果通知 … 令和5年2月初旬（予定）
- ◆支給額 … 60,000円（予定）
- ◆支給日 … 令和5年2月中旬（予定）
- ◆支給方法 … 申請書に記入していただいた振込口座に支給

2 対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ◆申請日に羽曳野市に在住し、羽曳野市立中学校の入学予定者（義務教育学校7年進級予定者含む）の保護者の方（他市町村立・府立・国立・私立学校入学予定者は申請不可）
 - ◆「令和4年度就学援助制度」の受給資格のいずれかに該当する方（裏面参照）
- ※生活保護費の教育扶助を受給されている方は新入学用品費の支給対象となりません。

注意事項

- ◆今回の新入学用品費の早期支給を受けた方であっても「令和5年度就学援助制度」の学用品費、学校給食費等、他の費目の受給を希望される場合は、一斉申請期間(5月予定)に別途申請していただく必要があります。(お知らせは入学後の4月中旬に配布予定)
- ◆今回の新入学用品費の早期支給を受けた方は、「令和5年度就学援助制度」において認定となった場合「新入学用品費」は支給対象となりません。また今回の早期支給を申請されず、令和5年度就学援助が認定になった方には、7月下旬(1学期末)に学用品費等と併せて支給します。
- ◆現在就学援助制度を受給中の方も、早期支給を希望する場合は今回の申請が必要です。

3 申請に必要な書類等（※令和4年度就学援助の認定を受けていない方のみ必要です）

- ①振込先のわかるもの（通帳など）
- ②受給資格のわかる添付書類（裏面参照）

裏面あり

4 受給資格（令和4年度基準）

資格	申請時に必要な添付書類（※令和4年度就学援助の認定を受けていない方のみ必要です）
国民年金の保険料を免除（一部免除を含む）された方（経済的な理由によるもの）	国民年金保険料免除申請承認通知書 （20～60歳の方全員分）
児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書（申請時点で有効期限内の証書であること）
市民税が非課税の方又は減免された方（地方税法第323条に基づくもの）	同一世帯生計下にある19歳以上の世帯員で、令和4年1月2日以降に羽曳野市に転入した方および市外在住者（単身赴任中の父親等）全員の下記のいずれかの書類
世帯全員の令和3年中の総所得が、国の定める一般生活費認定基準額（平成24年12月末日現在の生活保護基準）の1.05倍の範囲以下の方（就学援助費認定基準額以下の方）	① 令和4年度 所得証明書 ② マイナンバーに関する同意書※ ★上記該当者がいない場合は必要なし ★上記該当者の有無にかかわらず、所得申告は必ず済ませておいてください。 直近3ヶ月の家賃がわかる証明書、賃貸借証明書等（借家の方のみ）

◆その他の受給資格および就学援助制度の詳細については、羽曳野市ウェブサイト及び学校教育課の窓口にて掲載・配布しております「令和4年度就学援助制度について（お知らせ）」をご覧ください。

◆令和4年度就学援助制度において、申請日時点ですでに受給認定されている方は、上記の添付書類は必要ありません。

※マイナンバーに関する同意書の詳細については学校教育課までお問い合わせください。

■就学援助費認定基準額の例■

世帯構成の例		認定基準額（総所得の目安）
2人世帯	母（36歳）子（中1）	約160万円以下
3人世帯	父（40歳）母（36歳）子（中1）	約215万円以下
4人世帯	父（40歳）母（36歳）子（中1）子（小3）	約260万円以下
5人世帯	父（40歳）母（36歳）子（中1）子（小3）子（5歳）	約275万円以下
6人世帯	父（40歳）母（36歳）子（中1）子（小3）子（5歳）祖母（65歳）	約315万円以下

※就学援助費認定基準額は、世帯構成、年齢などにより各家庭によって異なります。

上の表はあくまで申請にあたっての目安としてお考えください。

※家賃証明書をご提出いただいた方には、最高66万円が認定基準額に加算されます。

※認否については申請後に決定しますので、事前のお問合せにはお答えできません。

5 お問い合わせ先

羽曳野市教育委員会事務局 学校教育課 電話：072-947-3907（直通）